#### 弊社【キャルシリーズ】の消費税率10%の適用開始は、『ご注文日(月)』を基準とさせていただきます。

<u>2019年10月1日以降にいただいたご注文は、消費税を「10%」でご請求</u>いたします。

	ご注文日(月)	2019年(令和				口元年)			2020年(令和2年)					
	<u> </u>	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月
ご注文内容	新規購入													
	継続保守	適用消費税率 8%				適用消費税率 10 <b>%</b>								
	再保守(バージョンアップ)	lacksquare			$\Rightarrow$									

### Q&A

#### 01:見積書の消費税が「8%」なのですが、いつ注文しても見積書通りの「8%」の金額になりますか?

A1:発行日が「2019年9月30日まで」の見積書は消費税が「8%」で計算されていますが、「ご注文日」が「2019年10月1日以降」になる場合は、 消費税を「10%」で再計算しご請求させていただきます。何卒ご了承ください。

## O2: これから継続保守を申し込みます。保守期間が2019年9月から2020年8月までなのですが、そのうち2019年10月以降の分は消費税が10%になりますか?

A2:保守期間が2019年10月1日をまたいでも2019年10月1日以降の分の消費税だけを10%で計算することはありません。

『ご注文日』が2019年9月30日までなら、保守期間全体の消費税を「8%」でご請求いたします。

ただし、ご注文が遅れ、ご注文日が「2019年10月1日以降」になった場合は、2019年9月分を含めた保守期間全体の消費税を「10%」でご請求いたします。 ご注文遅れのないようお気をつけください。

# Q3:継続保守を申し込みます。保守期間は2019年10月から1年間ですが、注文は2019年9月に行います。保守期間が10月からなので消費税は「10%」でしょうか?

A3:消費税は『ご注文日(月)』を基準としますので、保守開始が10月以降でも、2019年9月30日までのご注文なら消費税「8%」でご請求いたします。

## Q4:2019年9月に注文したのですが、振込は2019年10月を予定しています。振込時に消費税を「10%」で計算しなおす必要がありますか?

A4:消費税は『ご注文日(月)』を基準としますので、振込日が10月以降でも、2019年9月30日までのご注文なら消費税「8%」でお振り込みください。 ただし、通常、振込期限は1ヶ月とさせていただいております。期限内でのお振込をお願いいたします。